

長野県の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (5年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 3年度の 人件費率
4年度	人 2,043,798	千円 1,156,362,770	千円 9,997,230	千円 249,073,031	% 21.5	% 21.3

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

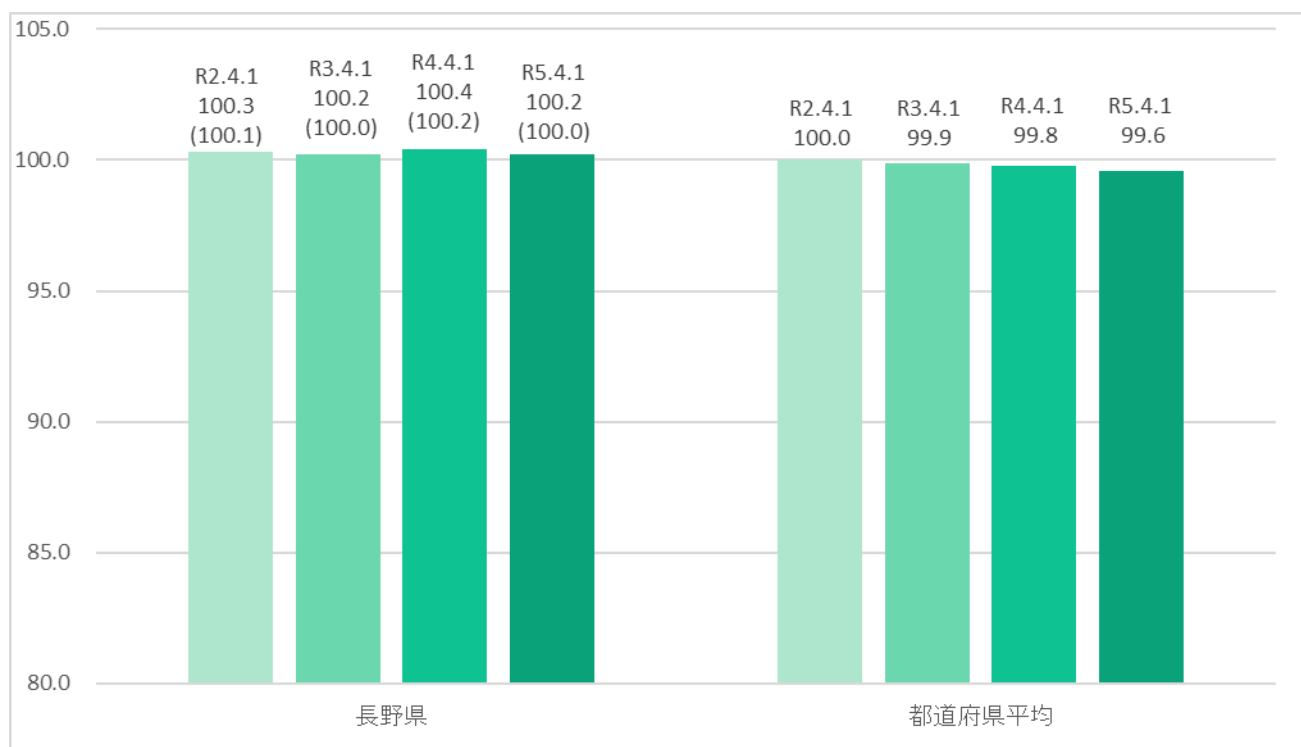
区 分	職員数 A	給 与 費				(参考) 一人当 り給与費 B/A	(参考) 都道府県平 均一人当 り給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
4年度	人 27,090	千円 114,286,600	千円 21,915,826	千円 44,553,667	千円 180,756,093	千円 6,672	千円 6,819

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、4年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

※ 5年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

本県の給与水準は、人事委員会が民間企業の給与の実態を調査し、地域の民間給与水準との均衡を図るために実施された勧告を尊重して決定している。地域の民間給与水準を給料月額に適切に反映させた結果、国の給与水準を上回ることとなった。

引き続き、人事委員会勧告を基本に、給与水準の適正化に取り組んでいく。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
5年度	円 375,748	円 372,868	2,880円 (0.77%)	% 0.77	% 0.77	% 1.1

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給（期末・勤勉手当）

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
5年度	月 4.49	月 4.40	月 0.09	月 4.50	月 4.50	月 4.50

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[**実施**] 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

(給料表の改定実施時期) 令和5年4月1日
 (内容) 初任給を始め若年層の給与に重点を置いた引上げとなるよう、人事院が勧告した俸給表に準じることを基本としつつ、本県における民間給与水準を重視し、一律の水準調整を行うことにより、全ての級・号俸の給料月額を引上げ改定
 【初任給の引上げ額】大卒：11,000円(約6%)、高卒 12,300円(約8%)

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合) 国基準による支給割合で支給すると仮定した場合の加重平均の支給割合に基づき、県内一律1.7%を支給。

(実施時期) 平成27年4月1日より実施。ただし、段階的に支給割合を引上げることとし、平成27年4月1日時点は1.8%、給与改定後は平成27年4月に遡及し1.9%を支給、平成28年4月1日以降は2%を支給。平成31年1月1日以降は、1.7%を支給。

(参考)

	各年度の支給割合				
	平成 26年度	平成27年度		平成28、29年度	平成30～令和5年度
		4月1日時点	遡及改定後		
国基準による支給割合	3% (注1)	1%～4% (注2)	2%～5% (注3)	3%～6% (注4)	3%～6% (注4)
長野県の支給割合	1.5%	1.8%	1.9%	2.0%	1.7%

(注1) 長野市、松本市、諏訪市、塩尻市

(注2) 1% (伊那市)、3% (長野市、松本市、諏訪市)、4% (塩尻市)

(注3) 2% (伊那市)、3% (長野市、松本市、諏訪市)、5% (塩尻市)

(注4) 3% (長野市、松本市、諏訪市、伊那市)、6% (塩尻市)

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを行いました。(平成27年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（5年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
長野県	45.0歳	328,465円	395,342円	361,580円
国	42.4歳	322,487円	—	404,015円
都道府県平均	42.5歳	319,151円	407,064円	360,813円

② 技能労務職

公務員						民間			参考
区分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	区分	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
長野県	57.1歳	3人	316,900円	329,267円	326,262円	民間の類似職種	—	—	—
うち庁務技師	57.1歳	3人	316,900円	329,267円	326,262円	うち他に分類されない運搬・清掃・包装等従事者	49.1歳	241.7千円	1.36
国	51.2歳	1,941人	286,942円	—	329,178円	—	—	—	—
都道府県平均	54.0歳	157人	309,751円	363,470円	340,288円	—	—	—	—

【参考】 年収ベース（試算値）での比較

公務員（長野県）		民間		参考
職種	年収（C）	職種	年収（D）	C/D
庁務技師	5,133.1千円	他に分類されない運搬・清掃・包装等従事者	3,253.9千円	1.58

- (注) 1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。
(他に分類されない運搬・清掃・包装等従事者は令和2年～令和4年の3ヵ年平均)
- 2 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。
- 3 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③ 高等（特別支援・専修・各種）学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
長野県	46.6歳	368,208円	411,299円
都道府県平均	44.8歳	369,044円	430,934円

④ 小・中学校（幼稚園）教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
長野県	44.8歳	367,207円	409,136円
都道府県平均	41.8歳	353,669円	409,129円

⑤ 警察職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
長野県	38.1歳	330,558円	369,348円	364,589円
国	41.6歳	323,004円	—	382,749円
都道府県平均	38.9歳	328,653円	472,237円	378,067円

(注) 1 「平均給料月額」とは、5年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(5年4月1日現在)

区 分		長 野 県	国
一般行政職	大学卒	195,800円	185,200円
	高校卒	162,300円	154,600円
技能労務職	高校卒	157,800円	—
	中学卒	—	—
高等学校教育職	大学卒	218,800円	—
	高校卒	—	—
小・中学校教育職	大学卒	218,800円	—
	高校卒	—	—
警 察 職	大学卒	227,900円	214,900円
	高校卒	192,400円	178,000円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（5年4月1日現在）

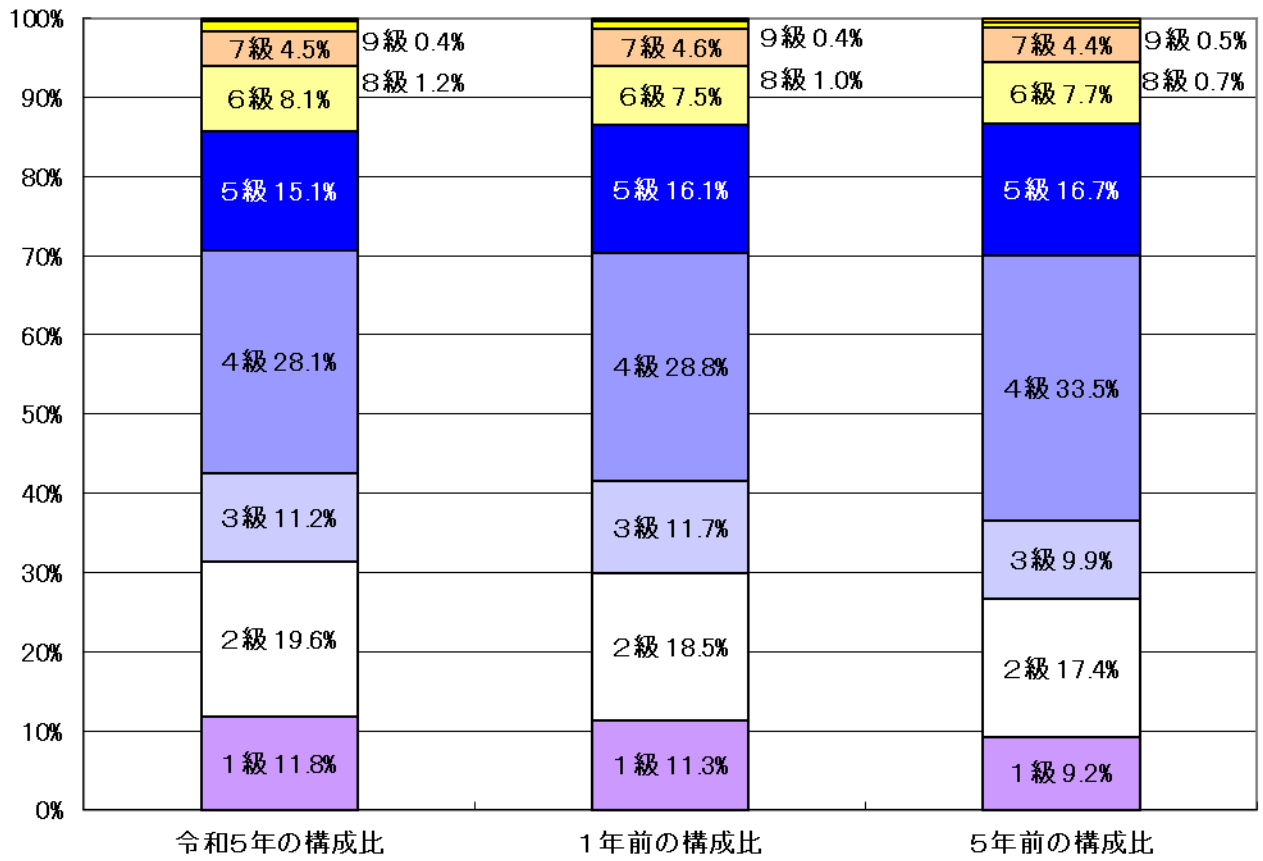
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	275,570円	364,920円	377,279円	405,043円
	高校卒	238,557円	310,430円	353,467円	368,852円
技能労務職	高校卒	—	—	—	—
	中学卒	—	—	—	—
高等学校 教育職	大学卒	324,460円	397,077円	424,699円	437,480円
	高校卒	—	—	391,233円	—
小・中学校 教育職	大学卒	323,423円	395,797円	415,974円	430,139円
	高校卒	—	—	—	—
警 察 職	大学卒	293,891円	390,029円	408,395円	417,113円
	高校卒	272,286円	360,055円	396,956円	426,623円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

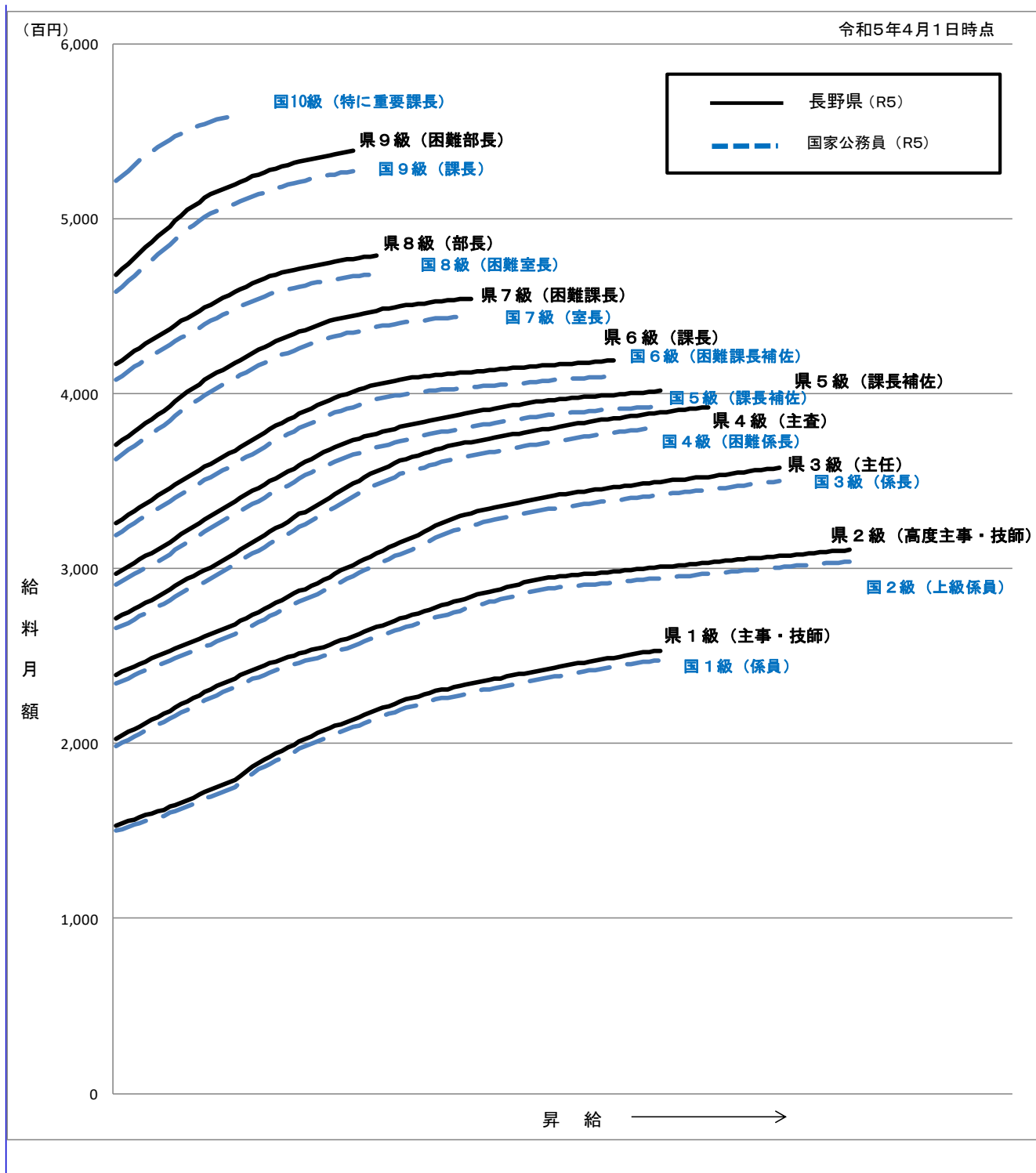
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（5年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
9 級	1 複雑かつ困難な業務を行う本庁の部長の職務 2 極めて複雑かつ特に困難な業務をつかさどる現地機関の長の職務	20人	0.4%	468,400円	539,000円
8 級	1 本庁の部長の職務 2 極めて複雑かつ困難な業務をつかさどる現地機関の長の職務	59人	1.2%	417,000円	478,800円
7 級	1 複雑かつ困難な業務を行う本庁の課長の職務 2 複雑かつ困難な業務をつかさどる現地機関の長の職務 3 極めて複雑かつ困難な業務をつかさどる現地機関の課長の職務 4 複雑かつ困難な業務を行う企画幹の職務	230人	4.5%	370,800円	454,600円
6 級	1 本庁の課長の職務 2 現地機関の長の職務 3 複雑かつ困難な業務をつかさどる現地機関の課長の職務 4 企画幹の職務	413人	8.1%	326,100円	419,100円
5 級	1 課長補佐の職務 2 現地機関の課長の職務	769人	15.1%	297,000円	401,600円
4 級	1 係長の職務 2 特に規模の小さい現地機関の課長の職務 3 規模の小さい現地機関の課長補佐の職務 4 担当係長の職務 5 主幹の職務 6 主査の職務	1,432人	28.1%	271,800円	392,600円
3 級	主任の職務	572人	11.2%	239,500円	357,600円
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務	999人	19.6%	202,800円	310,800円
1 級	主事又は技師の職務	603人	11.8%	153,300円	253,000円

- (注) 1 長野県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（5年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（長野県）

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	○
上位、標準の区分		○		
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

長野県	国
1人当たり平均支給額（4年度） 1,666千円	—
（4年度支給割合） 期末手当 2.40月分 勤勉手当 2.00月分 (1.35)月分 (0.95)月分	（4年度支給割合） 期末手当 2.40月分 勤勉手当 2.00月分 (1.35)月分 (0.95)月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20% ・管理職加算15～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20% ・管理職加算10～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤労手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（長野県）

令和5年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している		○		○	
活用している成績率		支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率		○	○	○	○
上位、標準の成績率					
標準、下位の成績率					
標準の成績率のみ（一律）					
ロ. 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

(2) 退職手当（5年4月1日現在）

長野県			国		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(3%～30%加算) 1人当たり平均支給額 3,617千円 22,281千円			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)		

（注） 退職手当の1人当たり平均支給額は、4年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（5年4月1日現在）

支給実績（4年度決算）		2,090,705千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）		72,872円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
東京都（特別区）	20.0%	35人	20.0%
大阪市等	16.0%	7人	16.0%
名古屋市等	15.0%	5人	15.0%
立川市	12.0%	1人	12.0%
横須賀市	10.0%	1人	10.0%
長野県（塩尻市）	1.7%	703人	6.0%
長野県（長野市、松本市、諏訪市及び伊那市）	1.7%	11,484人	3.0%
長野県（上記以外）	1.7%	13,619人	0%
医師	16.0%	29人	16.0%
平均支給率	1.7%	—	1.75%

（注） 「国の制度（支給率）」の欄の平均支給率は、企業会計等を除く普通会計から給与を支給されている一般職の職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率です。

(4) 特殊勤務手当（5年4月1日現在）

支給実績（4年度決算）	1,531,920千円
支給職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）	88,601円
職員全体に占める手当支給職員の割合（4年度）	57.15%
手当の種類（手当数）	38

○一般職員

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (4年度決算)	左記職員に対する 支給単価
税務手当	総務部税務課、県税徴収対策室、県税事務所に勤務する職員	県税の調査又は徴収に関する業務のうち、知事が人事委員会と協議して定めるもの	千円 625	業務1日につき600円（業務に従事した時間が1日につき4時間に満たない場合は360円）
福祉業務手当	福祉事務所、児童相談所、波田学院、女性相談センター、県立総合リハビリテーションセンター又は精神保健福祉センターに勤務する職員	福祉に関する業務のうち、知事が人事委員会と協議して定めるもの	千円 20,702	業務1日につき1,400円を超えない範囲内において、業務の実態その他の事情を考慮して、知事が人事委員会と協議して定める額
感染症防疫等作業手当	保健所、家畜保健衛生所、動物愛護センター又は環境保全研究所に勤務する職員	感染症の防疫等の作業のうち、知事が人事委員会と協議して定めるもの	千円 7,730	作業1日につき600円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、知事が人事委員会と協議して定める額
精神障害者入院措置等業務手当	保健所に勤務する職員	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第29条の2の2の規定による精神障がい者の入院のための移送等の作業のうち知事が人事委員会と協議して定めるもの	千円 600	作業1日につき800円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、知事が人事委員会と協議して定める額
麻薬取締手当	健康福祉部薬事管理課に勤務する職員	麻薬の取締りに関する業務のうち、知事が人事委員会と協議して定めるもの	千円 52	業務1日につき1,200円（業務に従事した時間が1日につき4時間に満たない場合は720円）
医療等業務手当	保健所又は県立総合リハビリテーションセンターに勤務する職員	医療等に関する業務のうち、知事が人事委員会と協議して定めるもの	千円 8,716	業務1日につき1,200円を超えない範囲内において、業務の実態その他の事情を考慮して、知事が人事委員会と協議して定める額
公害等検査手当	地域振興局、保健所検査課又は環境保全研究所に勤務する職員	公害等に係る検査の作業のうち、知事が人事委員会と協議して定めるもの	千円 5,180	作業1日につき600円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、知事が人事委員会と協議して定める額

研究指導等業務手当	工科短期大学校、南信工科短期大学校又は技術専門校に勤務する職員	研究指導等に関する業務のうち、知事が人事委員会と協議して定めるもの	千円 3,465	業務1日につき1,200円を超えない範囲内において、業務の実態その他の事情を考慮して、知事が人事委員会と協議して定める額
種雄牛馬豚等取扱作業手当	畜産試験場に勤務する職員	種雄牛馬豚の自然交配、精液の採取等の作業のうち、知事が人事委員会と協議して定めるもの	千円 27	作業1日につき300円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、知事が人事委員会と協議して定める額
有害物取扱手当	試験研究機関等に勤務する職員	有毒ガスの発生を伴う作業又は有害な薬品等を取り扱う作業のうち、任命権者が人事委員会と協議して定めるもの	千円 29	作業1日につき400円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、任命権者が人事委員会と協議して定める額
特殊現場作業手当	建設事務所、地域振興局等に勤務する職員	工事現場、災害現場、高圧線近接地等で作業条件が劣悪又は著しく危険な場所において行われる作業のうち知事が人事委員会と協議して定めるもの	千円 572	作業1日につき900円（特定原子力事業所の敷地内における作業にあつては作業1日につき40,000円）を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、知事が人事委員会と協議して定める額
用地交渉手当	建設事務所、地域振興局等に勤務する職員	用地の取得又は用地の取得に伴う物件若しくは権利の補償に関する権利者との交渉のうち、任命権者が人事委員会と協議して定めるもの	千円 1,764	交渉1日につき700円（交渉に従事した時間が1日につき2時間に満たない場合は560円。交渉が午後7時以後に及ぶ場合は400円を加算する。）
道路作業手当	建設事務所に勤務する職員	道路の除雪の作業又は交通を遮断することなく行う道路の維持修繕の作業のうち知事が人事委員会と協議して定めるもの	千円 135	作業1日につき300円（作業に従事した時間が1日につき4時間に満たない場合は180円）
死体処理手当	特定大規模災害に対処するため人の死体の取扱いに関する作業で知事が人事委員会と協議して定めるものに従事した職員		千円 0	作業1日につき2,000円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、知事が人事委員会と協議して定める額
夜間看護等手当	県立総合リハビリテーションセンターに勤務する職員	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時後翌日の午前5時前の間をいう。以下同じ。）において行われる看護等の業務	千円 11,226	勤務1回につき3,550円（深夜における勤務時間が2時間以上4時間に満たない場合は3,100円、2時間に満たない場合は2,150円）

航空業務 手当	消防防災航空センター に勤務する職員	航空機の操縦作業	千円 8,599	作業1時間につき5,100円 (特に危険又は困難な作業で知事が人事委員会と協議して定めるものにあつては、その額にその額の100分の45に相当する額を超えない範囲内において、知事が人事委員会と協議して定める額を加えた額)を超えない範囲内において、業務の実態その他の事情を考慮して、知事が人事委員会と協議して定める額
		航空機の整備作業		作業1日につき2,600円(作業に従事した時間が1日につき2時間に満たない場合は1,560円)(航空法(昭和27年法律第231号)第19条第2項に規定する確認の作業を行った場合は、その額にその額の100分の30に相当する額を加えた額)
		航空機に搭乗して行う消防、防災等の業務(知事が人事委員会と協議して定めるものに限る。以下「消防防災業務」という。)		業務1時間につき2,200円(特に危険又は困難な業務で知事が人事委員会と協議して定めるものにあつては、その額にその額の100分の30に相当する額を加えた額)を超えない範囲内において、業務の実態その他の事情を考慮して、知事が人事委員会と協議して定める額
		飛行中の航空機から降下して行う消防防災業務		業務1日につき870円
外国勤務 手当	外国において勤務する職員のうち、知事が人事委員会と協議して定めるもの	千円 38,234	勤務1月につき在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和27年法律第93号)第2条第1項に規定する在外職員であるとした場合に同法の規定により支給されることとなる在勤手当の額を超えない範囲内において、勤務の実態その他の事情を考慮して、知事が人事委員会と協議して定める額	
感染症防疫等作業 手当(新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するた	新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者がいる区域において行われる作業のうち、これらの者の身体に接触して行うもの又はこれに準ずるものとして知事が人事委員会と協議して定めるものに従事した職員	千円 12,696	作業1日につき、4,000円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、知事が人事委員会と協議して定める額	

めの手当)			
-------	--	--	--

○学校職員

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (4年度決算)	左記職員に対する 支給単価
教務手当	昼間部の勤務を本務とする教育職員	夜間部の授業又はその補助	千円 176	1時間につき670円の範囲内において長野県教育委員会が知事及び人事委員会と協議して定める額
	夜間部の勤務を本務とする教育職員	昼間部の授業又はその補助		
	教育職員	本務のほかに行った通信教育における添削指導又は面接指導		
	教育職員	夜間における農業の実習指導		業務1夜につき2,100円の範囲内において長野県教育委員会が知事及び人事委員会と協議して定める額
多学年学級担当手当	小学校、中学校又は義務教育学校の2以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級を担当する教育職員のうち教育委員会が知事及び人事委員会と協議して定める教育職員	3以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級における授業又は指導	千円 837	業務1日につき180円
		2の学年の児童又は生徒で編制されている学級における授業又は指導		業務1日につき150円
教員特殊業務手当	教育職員	学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で長野県教育委員会が知事及び人事委員会と協議して定めるもの	千円 976,503	業務1日(泊を伴うものにあつては、1泊)につき8,000円(被害が特に甚大な非常災害の際の業務に従事した場合にあつては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額)の範囲内において任命権者が人事委員会(大学以外の教育職員に対して支給する場合にあつては知事及び人事委員会)と協議して定める額
		修学旅行、林間・臨海学校等(学校が計画し、実施するものに限る。)において幼児、児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの		
		対外運動競技等において幼児、児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの又は週休日若しくは休日等に行うもの		
		学校の管理下において行われる部活動における幼児、児童又は生徒に対する指導業務で泊を伴うもの、週休日若しくは休日等に行うもの又は半日勤務時間が割り振られた日の正規の勤務時間外に行うもの		
		特別支援学校において幼児、児童又は生徒に対して行		

		<p>う教育に関する業務のうち教育委員会が知事及び人事委員会と協議して定めるもの</p> <p>小学校又は中学校の学校教育法（昭和22年法律第26号）第81条第2項に規定する特別支援学級を担当する場合において当該担当する特別支援学級の児童又は生徒に対して直接行う教育に関する業務</p> <p>小学校又は中学校における学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第140条の規定による特別の教育課程による教育に従事することを本務とする場合において児童又は生徒に対して直接行う当該教育に関する業務</p> <p>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第44条に規定する児童自立支援施設に入所又は通所している児童又は生徒に対して直接行う教育に関する業務を本務とする場合における当該業務</p> <p>学生に対する研究指導に関する業務のうち任命権者が人事委員会と協議して定めるもの</p>		
教育業務 連絡指導 手当	小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に置かれる教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たる主任等で、その職務が困難であるとして教育委員会が知事及び人事委員会と協議して定めるものの職務を担当する教育職員	当該担当に係る業務	千円 51,903	業務1日につき100円
入学者 選抜手当	教育職員	入学者選抜のための審査又は採点の事務及び進学生徒に関する調査書作成の事務	千円 20,124	1時間につき240円
特殊現場 作業手当	教育職員	特定原子力事業所の敷地内又は原子力災害対策本部長の指示に基づき設定された区域等において行う業務を考慮して人事委員会が定める区域において行われる作業のうち長野県教育委員会が知事及び人事委員会と協議して定めるもの	千円 0	作業1日につき40,000円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、長野県教育委員会が知事及び人事委員会と協議して定める額

死体処理 手当	特定大規模災害に対処するため人の死体の取扱いに関する作業で長野県教育委員会が知事及び人事委員会と協議して定めるものに従事した教育職員	千円 0	作業1日につき2,000円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、長野県教育委員会が知事及び人事委員会と協議して定める額
------------	--	---------	--

○警察職員

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (4年度決算)	左記職員に対する 支給単価
刑事手当	警部以下の警察官	主として私服員として行った犯罪の予防若しくは捜査又は被疑者の逮捕の作業	千円 89,798	作業1日につき560円(作業に従事した時間が1日につき4時間に満たない場合は340円)
留置業務 手当	警察官	被疑者等の留置、看守及び護送の作業	千円 9,319	作業1日につき340円(作業に従事した時間が1日につき4時間に満たない場合は200円)
犯罪鑑識 手当	警察職員	指紋、手口若しくは写真を利用して行う犯罪鑑識の作業(準備の作業を含む。)又は理化学、法医学若しくは銃器弾薬類の知識を利用して行う鑑定の作業	千円 10,792	作業1日につき560円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額
警ら手当	警察官	警らの作業	千円 50,494	作業1日につき340円(作業に従事した時間が1日につき4時間に満たない場合は200円)
少年補導 手当	一般職員	少年補導の作業	千円 0	作業1日につき330円(作業に従事した時間が1日につき4時間に満たない場合は200円)
交通取締 手当	警察職員	交通取締用自動車その他特殊自動車を運転する作業又は交通の指導取締り、交通整理、交通検問若しくは交通事故処理の作業	千円 47,009	作業1日につき840円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額
航空業務 手当	警察職員	航空機の操縦作業	千円 13,114	作業1時間につき5,100円(特に危険又は困難な作業で任命権者が知事及び人事委員会と協議して定めるものにあつては、その額にその額の100分の45に相当する額を超えない範囲内において、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額を加えた額)を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事及び人事委員会

				と協議して定める額
		航空機の整備作業		作業1日につき2,600円 (作業に従事した時間が1日につき2時間に満たない場合は1,560円)(航空法(昭和27年法律第231号)第19条第2項に規定する確認の作業を行った場合は、その額にその額の100分の30に相当する額を加えた額)
		航空機に搭乗して行う捜索、救難等の作業(任命権者が知事及び人事委員会と協議して定めるものに限る。以下「捜索作業」という。)		作業1時間につき2,200円(特に危険又は困難な作業で任命権者が知事及び人事委員会と協議して定めるものにあつては、その額にその額の100分の30に相当する額を加えた額)を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額
		飛行中の航空機から降下して行った捜索作業		作業1日につき870円
術科手当	警察職員	柔道、剣道、逮捕術又はけん銃操法の術科訓練の指導	千円 125	指導1日につき310円(指導に従事した時間が1日につき2時間に満たない場合は190円)
爆発物等取扱手当	警察職員	実験用爆発物の製造若しくは解体の作業又は実験用爆発物を用いて行う爆発実験の作業	千円 0	作業1日につき620円(作業に従事した時間が1日につき4時間に満たない場合は380円)
	警察職員	特殊危険物質(サリン(メチルホスホノフルオリド酸イソプロピルをいう。以下この項において同じ。)及びサリン以上の又はサリンに準ずる強い毒性を有する物質をいう。以下同じ。)の製造過程を解明する等の目的で行う実験の作業で当該特殊危険物質が発生するおそれがあるもの		
	警察職員	火薬類取締法(昭和25年法律第149号)又は高压ガ		作業1日につき310円(作業に従事した時間が1日

		ス保安法（昭和26年法律第204号）の規定に基づく立入検査の作業		につき4時間に満たない場合は190円)
	警察職員（特殊危険物質又はその疑いのある物質の処理作業に係る爆発物等処理手当を支給される者を除く。）	特殊危険物質による被害のおそれがある区域内において行う作業		
救助特別手当	警察職員	山岳若しくは大規模災害現場において著しく危険かつ困難な状況のもとで行う遭難者の救助（捜索を含む。以下この項において同じ。）の作業若しくは被災者の救助若しくは救援の作業（任命権者が知事及び人事委員会と協議して定めるものに限る。）又は山岳遭難救助の訓練	千円 2,037	作業又は訓練1日につき1,900円を超えない範囲内において、作業又は訓練の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額
死体処理手当	警察職員	(1)人の死体の処理作業 (2) 特定大規模災害に対処するため人の死体の処理作業又は人の死体の取扱いに関する作業で任命権者が知事及び人事委員会と協議して定めるもの	千円 49,912	(1)にあつては作業1日につき3,200円、(2)にあつては作業1日につき2,000円
爆発物等処理手当	警察職員	著しく危険かつ緊急を要する状況のもとで行う爆発物容疑物件の処理作業（任命権者が知事及び人事委員会と協議して定めるものに限る。）	千円 36	勤務1回につき5,200円
	警察職員	特殊危険物質又はその疑いのある物質の処理作業（任命権者が知事及び人事委員会と協議して定めるものに限る。）		
警衛警護手当	警察官	身辺の警衛又は警護の作業（任命権者が知事及び人事委員会と協議して定めるものに限る。）	千円 634	作業1日につき1,150円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額
銃器犯罪捜査手当	警察官	銃器若しくはその疑いのある物が使用されている現場又は銃器が使用されるおそれがある現場における逮捕、警戒等の作業（任命権者が知事及び人事委員会と協議して定めるものに限る。）	千円 2	勤務1日につき1,640円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額
夜間特殊業務手当	警察職員	交替制勤務により正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時後翌日の午前5時前	千円 80,051	勤務1回につき1,100円を超えない範囲内において、業務の実態その他の事情を考慮して、任命権者が

		の間をいう。)において行われる特殊な業務		知事及び人事委員会と協議して定める額
緊急呼出業務手当	警察職員	突発的に発生した事件又は事故を処理するため、正規の勤務時間以外の時間において緊急の呼出しにより勤務することを命ぜられて行う、当該事件又は事故の処理業務(任命権者が知事及び人事委員会と協議して定めるものに限る。)	千円 3,772	勤務1回につき1,240円
潜水手当	警察職員	水器具を着用した潜水作業	千円 140	作業1時間につき1,500円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額
特殊現場作業手当	警察職員	特定原子力事業所の敷地内又は原子力災害対策本部長の指示に基づき設定された区域等において行う業務を考慮して人事委員会が定める区域において行われる作業のうち任命権者が知事及び人事委員会と協議して定めるもの	千円 1,676	作業1日につき40,000円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額
感染症防疫等作業手当(新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための手当)	新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者がいる区域において行われる作業のうち、これらの者の身体に接触して行うもの又はこれに準ずるものとして任命権者が知事及び人事委員会と協議して定めるものに従事した警察職員		千円 3,114	作業1日につき、4,000円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額

(5) 時間外勤務手当

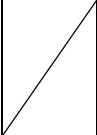
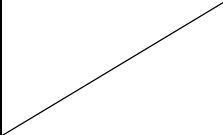
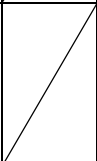
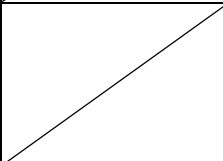
支給実績(4年度決算)	3,917,907千円
職員一人当たり平均支給年額(4年度決算)	392千円
支給実績(3年度決算)	3,626,492千円
職員一人当たり平均支給年額(3年度決算)	362千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(〇年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

(6) その他の手当 (5年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (4年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (4年度決算)	
扶養手当	扶養親族のある職員に対し支給。		同じ	—	2,600,153 千円	241,223 円
	区分	手当の額				
	配偶者	6,500円 (※)				
	子、孫、父母、祖父、母、弟妹、重度心身障がい者	1人につき子10,000円、父母等6,500円 (※)。 なお、扶養親族である子のうち、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子については、当該子の扶養手当の月額に5,000円を加算した額を当該子の扶養手当の月額とする				
	※ 配偶者及び父母等の支給額は、行政職給料表8級相当職員の場合3,500円、行政職給料表9級相当職員の場合、支給されない。					
住居手当	住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に対し支給。		異なる	〈国の制度〉 月額16,000円を超える家賃を支払っている職員に対し支給。 借家等 [家賃月27,000円以下] 支給額=家賃相当額-16,000円 [家賃月27,000円超] 支給額=11,000円+(家賃相当額-27,000円)×1/2 (最高支給限度額:28,000円)	1,981,562 千円	282,313 円
	区分	手当の額				
	借家等	[家賃月24,500円以下] 支給額=家賃相当額-12,000円 [家賃月24,500円超] 支給額=12,500円+(家賃相当額-24,500円)×1/2 (最高支給限度額:27,700円)				
	別居する配偶者のための借家等	上記の2分の1の額				

通勤手当	通勤のため電車・バスなどの交通機関又は自動車などの交通用具を使用する職員に対し支給。		異なる	〈国の制度〉 交通用具使用者の支給額 2,000円～31,600円 特急列車、高速道の加算限度額 20,000円	2,882,504 千円	118,402 円
	区分	手当の額				
	交通機関利用者	6か月定期券等の価額により一括支給。1か月当たりの運賃等相当額(通勤のため特急列車等を利用することが必要である職員のうち一定の要件を満たすものについては、特急料金等を加算した額)が55,000円まで。ただし、55,000円を超えるときは、その超える額の1/2(上限30,000円)を55,000円に加算した額。				
交通用具使用者	使用距離に応じて2,460円～41,050円。(自動車・バイク・自転車とも同額) ただし、通勤のため高速道路を利用することが必要である職員のうち一定の要件を満たすものについては、高速道路料金を加算した額。(55,000円を超えるときは、その超える額の1/2(上限30,000円)を55,000円に加算した額)					
単身赴任手当	異動に伴う住居の移転により、同居していた配偶者と別居する職員に対し支給。基本額は30,000円とし、職員の住居と配偶者の住居との距離に応じて8,000円～16,000円を加算。		異なる	〈国の制度〉 8,000円～70,000円を加算	387,932 千円	389,099 円
宿日直手当	正規の勤務時間外又は休日において、宿日直勤務をした職員に対し支給。		同じ	—	632,767 千円	212,837 円
	区分	手当の額(勤務1回につき)				
	医師	21,000円				
	一般の宿日直	4,400円				
	特別支援教育諸学校	7,100円				
警察	7,400円					
特別管理勤務員手当	公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した給料の特別調整額の支給を受ける管理・監督の地位にある職員に対し支給。勤務1回につき12,000円以内(勤務が6時間を超える場合には18,000円以内)の額とする。		同じ	—	27,462 千円	136,626 円
休日給	国民の祝日及び年末年始の休日の正規の勤務時間に勤務することを命ぜられた職員(教員を除く)に対して、勤務1時間当たりの額に135/100を乗じて得た額を勤務した時間数に応じて支給。		同じ	—	628,243 千円	138,623 円

給料の特別調整額	管理・監督の地位にある職員のうち、人事委員会規則で指定するものに対して、その職務・職責に応じた額を支給。	同じ	—	1,673,008 千円	733,775 円											
	<table border="1"> <tr> <th>主な職</th> <th>支給額</th> </tr> <tr> <td>部長級（行政職）</td> <td>94,800円～130,700円</td> </tr> <tr> <td>課長級（行政職）</td> <td>59,000円～ 80,700円</td> </tr> <tr> <td>学校の校長</td> <td>53,400円～ 74,300円</td> </tr> <tr> <td>学校の教頭</td> <td>34,700円～ 54,300円</td> </tr> </table>					主な職	支給額	部長級（行政職）	94,800円～130,700円	課長級（行政職）	59,000円～ 80,700円	学校の校長	53,400円～ 74,300円	学校の教頭	34,700円～ 54,300円	
	主な職					支給額										
	部長級（行政職）					94,800円～130,700円										
	課長級（行政職）					59,000円～ 80,700円										
学校の校長	53,400円～ 74,300円															
学校の教頭	34,700円～ 54,300円															
<table border="1"> <tr> <th rowspan="2">世帯等の区分</th> <th colspan="2">世帯主である職員</th> <th rowspan="2">その他の職員</th> </tr> <tr> <th>扶養親族のある職員</th> <th>その他の世帯主である職員</th> </tr> <tr> <td>月額</td> <td>17,800円</td> <td>10,200円</td> <td>7,360円</td> </tr> </table>	世帯等の区分	世帯主である職員		その他の職員	扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員	月額	17,800円	10,200円	7,360円						
世帯等の区分		世帯主である職員			その他の職員											
	扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員														
月額	17,800円	10,200円	7,360円													
<table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>手当の額</th> </tr> <tr> <td>医師・歯科医師</td> <td>国家試験に合格してからの期間に応じ 181,800円～368,800円</td> </tr> <tr> <td>獣医師</td> <td>採用後の期間に応じ 5,000円～50,000円</td> </tr> <tr> <td>理学療法士 作業療法士</td> <td>採用後の期間に応じ 2,000円～10,000円</td> </tr> <tr> <td>特殊な専門知識を有し、特別の事情があるもの</td> <td>採用後の期間に応じ 500円～2,500円</td> </tr> </table>	区分	手当の額	医師・歯科医師	国家試験に合格してからの期間に応じ 181,800円～368,800円	獣医師	採用後の期間に応じ 5,000円～50,000円	理学療法士 作業療法士	採用後の期間に応じ 2,000円～10,000円	特殊な専門知識を有し、特別の事情があるもの	採用後の期間に応じ 500円～2,500円	異なる	<p>< 国の制度 > 医師等について、414,800円以内で支給。獣医師に係る手当について支給なし。</p>	98,651 千円	905,056 円		
区分	手当の額															
医師・歯科医師	国家試験に合格してからの期間に応じ 181,800円～368,800円															
獣医師	採用後の期間に応じ 5,000円～50,000円															
理学療法士 作業療法士	採用後の期間に応じ 2,000円～10,000円															
特殊な専門知識を有し、特別の事情があるもの	採用後の期間に応じ 500円～2,500円															
<p>生活の著しく不便な山間地に所在する公署として人事委員会が定めるものに勤務する職員に対して、給料月額に支給割合（2級地 3.7/100）を乗じて得た額を支給。</p>	異なる	<p>< 国の制度 > 2級地の支給割合 8/100</p>	2,639 千円	54,976 円												
<p>正規の勤務時間として、午後10時から翌朝の午前5時までの間に勤務する職員に対して、勤務1時間当たりの額に25/100を乗じて得た額を勤務した時間数に応じて支給。</p>					同じ	—	196,390 千円	74,900 円								
<p>農林業普及指導業務に従事する職員に対し、給料月額に4/100を乗じて得た額を支給。</p>											28,793 千円	159,963 円				
<p>交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間へき地に所在する学校等に勤務する学校職員に対して、給料月額に支給割合（1級地 2.7/100～4級地 5.7/100）を乗じて得た額を支給。</p>															28,042 千円	60,829 円

教員特別手当 義務教育等	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校等の教育職員に対し、給料の級及び号俸に応じ、2,000円から8,000円の範囲内で支給。			1,062,397 千円	60,325 円
教育手当 定時制通信	定時制又は通信制課程を置く高校で、定時制又は通信制を本務とする教諭等に対し、20,000円を支給。なお、夜間定時制本務の教諭等には2,000円を加算。			77,587 千円	239,466 円
産業教育手当	農業課程又は工業課程を置く高校で、実習を伴う農業又は工業の科目を担当する教諭等に対し、20,000円又は12,000円を支給。			102,878 千円	228,617 円

5 特別職の報酬等の状況（5年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	知 事	1,292,000円		
	副 知 事	996,000円		
報 酬	議 長	996,000円		
	副 議 長	870,000円		
	議 員	813,000円		
期 末 手 当	知 事	(4年度支給割合) 3.30月分		
	副 知 事	(4年度支給割合) 3.30月分		
退 職 手 当	知 事	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
		129万2千円×在職月数×0.53	3,286万8千480円	原則、最終退職時
	副 知 事	99万6千円×在職月数×0.38	1,816万7千40円	原則、最終退職時

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

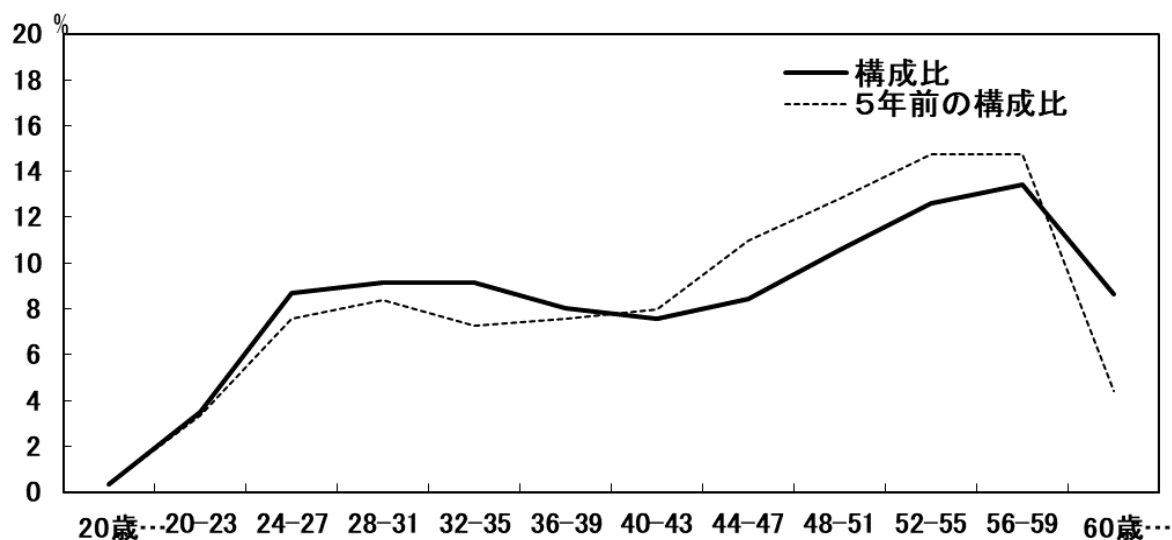
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		令和4年	令和5年		
普通会計部門	議会	37	37	0	交通政策局の設置等に係る体制強化 公営企業会計の適用による減 公営企業会計の適用による減 業務の見直し等による減 災害復旧業務の縮小等
	総務企画	818	834	16	
	税務	247	242	△5	
	民生	463	438	△25	
	衛生	909	816	△93	
	労働	152	146	△6	
	農林水産	1,184	1,159	△25	
	商工	341	344	3	
	土木	983	966	△17	
	計	5,134	4,982	△152	
	教育部門	17,989	17,888	△101	児童・生徒数の減による減員等
	警察部門	3,967	3,942	△25	転職伴う退職等
	小 計	27,090 (1,269)	26,812 (1,314)	△278 (△45)	(参考：人口10万人あたりの職員数 1,293.75人)
会計部門 公営企業等	病院	0	125	125	公営企業会計の適用による増
	水道	50	52	2	
	下水道	59	58	△1	
	その他	85	80	△5	
	小 計	194 (0)	315 (3)	121 (3)	
合 計		27,284 (1,269) [28,403]	27,127 (1,317) [28,403]	△157 (48)	(参考：人口10万人あたりの職員数 1,309.29人)

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。地方公務員の身分を保有する休職者、育児休業中の職員、育児休業中の職員に対する代替職員（育休任期付職員）、派遣職員などを含み、臨時的任用職員（12月を超えて引き続き勤務する臨時的任用職員は除く）又は非常勤職員は含まれていません。
- 2 ()内は、内数として含まれる12月を超えて引き続き勤務する臨時的任用職員の数です。
- 3 []内は、条例定数（予算定数）の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況（5年4月1日現在）



区 分	20歳 未 満	20歳 〜 23歳	24歳 〜 27歳	28歳 〜 31歳	32歳 〜 35歳	36歳 〜 39歳	40歳 〜 43歳	44歳 〜 47歳	48歳 〜 51歳	52歳 〜 55歳	56歳 〜 59歳	60歳 以 上	計
職員数	人 86 (0)	人 953 (59)	人 2,359 (154)	人 2,475 (102)	人 2,481 (70)	人 2,172 (85)	人 2,047 (77)	人 2,284 (111)	人 2,872 (139)	人 3,419 (131)	人 3,639 (140)	人 2,340 (249)	人 27,127 (1,317)

(注) ()内は、内数として含まれる12月を超えて引き続き勤務する臨時的任用職員の数です。

(3) 職員数の推移

(人)

部 門	区 分	30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政		5,085	5,060	5,065	5,136	5,134	4,982	△165 (△3.2%)
教育		17,140	17,095	16,933	18,071	17,989	17,888	△504 (△2.9%)
警察		3,937	3,947	3,948	3,963	3,967	3,942	5 (0.1%)
普通会計計		26,162 (0)	26,102 (0)	25,946 (0)	27,170 (1,269)	27,090 (1,269)	26,812 (1,314)	△664 (△2.5%)
公営企業等会計計		177 (0)	181 (0)	182 (0)	188 (0)	194 (0)	315 (3)	135 (76.3%)
総 合 計		26,339 (0)	26,283 (0)	26,128 (0)	27,358 (1,269)	27,284 (1,269)	27,127 (1,317)	△529 (△2.0%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数

2 ()内は、内数として含まれる12月を超えて引き続き勤務する臨時的任用職員の数です。

3 増減数(率)は12月を超えて引き続き勤務する臨時的任用職員の数を除いた数を用いて算出しています。

7 公営企業職員の状況

(1) 企業局事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職 員給与費比率 B/A	(参考) 令和3年度の総費用に占 める職員給与費比率
令和4年度	千円	千円	千円	%	%
電気事業	2,711,355	1,178,184	208,271	7.7	6.9
水道事業	4,857,100	487,551	281,457	5.8	6.1

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費347,445千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和4年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
電気事業	66	267,036	74,936	108,644	450,616	6,828	6,560
水道事業	57	238,874	57,937	98,879	396,190	6,951	6,834

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和5年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員(短時間勤務)を含み、会計年度任用職員を含まない。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和5年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
電気事業	長野県	47.1歳	349,941円
	団体平均	45.3歳	350,867円
水道事業	長野県	47.3歳	365,481円
	団体平均	44.2歳	358,409円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

長野県	団体平均
1人当たり平均支給額(令和4年度) 電気事業 1,646千円 水道事業 1,735千円	1人当たり平均支給額(令和4年度) 電気事業 1,548千円 水道事業 1,606千円
(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 (1.35) 月分 勤勉手当 2.00 月分 (0.95) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和5年4月1日）

長野県		団体平均	
(支給率)	自己都合 応募認定・定年		
勤続20年	19.6695月分 24.586875月分		
勤続25年	28.0395月分 33.27075月分		
勤続35年	39.7575月分 47.709月分		
最高限度	47.709月分 47.709月分		
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (3%~30%加算)			
1人当たり平均支給額		1人当たり平均支給額	
電気事業	207千円 716千円	電気事業	7,535千円
水道事業	16,296千円 24,106千円	水道事業	13,145千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（令和4年度決算）			9,211千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）			74,882円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
長野県全域	%	人	%
電気事業	1.7	66	1.7
水道事業	1.7	56	1.7

エ 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（令和4年度決算）		千円
電気事業		16
水道事業		202
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）		円
電気事業		1,045
水道事業		28,883
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和4年度）		%
電気事業		22.7
水道事業		12.3
手当の種類（手当数）	電気事業 水道事業	電気事業及び水道事業合計で6

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和4年度決算)	左記職員に対する 支給単価
特殊現場 作業手当	職員	地上又は水面上15メートル以上の足場の不安定な箇所で行う作業	千円 13	1日につき500円 (2時間未満の場合300円)
		地上又は水面上5メートル以上15メートル未満の足場の不安定な箇所で行う作業		1日につき400円 (2時間未満の場合240円)

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和4年度決算)	左記職員に対する 支給単価																				
特殊現場 作業手当	職員	橋脚の基礎工事その他河川等におけるこれに類する工事において地面下15メートル以上の縦坑(直径が15メートル未満のものに限る。)で行う作業		1日につき500円 (2時間未満の場合300円)																				
		橋脚の基礎工事その他河川等におけるこれに類する工事において水面下2メートル以上の深所又は地面下5メートル以上の縦坑(直径が5メートル未満のものに限る。)で行う作業		1日につき400円 (2時間未満の場合240円)																				
		土砂の崩落の危険があるずい道、横坑又は斜坑の坑内で行う作業		1日につき500円 (2時間未満の場合300円)																				
		土砂の崩落の危険がある作業現場の作業等で傾斜20度以上の斜面又はその直下の足場の不安定な箇所で行うもの		1日につき400円 (2時間未満の場合240円)																				
		普通高圧以上の活線作業		1日につき500円 (2時間未満の場合300円)																				
		特別高圧送電線路上における特殊装柱(開閉器装着柱、分岐柱、ガントリー柱等をいう。)の活線上部作業		1日につき500円 (2時間未満の場合300円)																				
		水圧鉄管の内部作業		1日につき500円 (2時間未満の場合300円)																				
		水圧鉄管充水中の水車、ケーシング又はドラフトチューブの内部作業		1日につき200円 (4時間未満の場合120円)																				
		次の範囲内で活線に近接して行う作業		1日につき200円 (4時間未満の場合120円)																				
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>距離区分</th> <th>頭上</th> <th>側面</th> <th>足下</th> </tr> <tr> <th>活線の電圧区分</th> <th>メートル以内</th> <th>メートル以内</th> <th>メートル以内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3,300ボルト以上22,000ボルト未満</td> <td>0.4</td> <td>0.8</td> <td>0.8</td> </tr> <tr> <td>22,000ボルト以上154,000ボルト未満</td> <td>0.6</td> <td>1.0</td> <td>1.2</td> </tr> <tr> <td>154,000ボルト以上</td> <td>1.8</td> <td>2.5</td> <td>3.6</td> </tr> </tbody> </table>	距離区分	頭上	側面	足下	活線の電圧区分	メートル以内	メートル以内	メートル以内	3,300ボルト以上22,000ボルト未満	0.4	0.8	0.8	22,000ボルト以上154,000ボルト未満	0.6	1.0	1.2	154,000ボルト以上	1.8	2.5	3.6		
		距離区分	頭上	側面	足下																			
		活線の電圧区分	メートル以内	メートル以内	メートル以内																			
		3,300ボルト以上22,000ボルト未満	0.4	0.8	0.8																			
		22,000ボルト以上154,000ボルト未満	0.6	1.0	1.2																			
		154,000ボルト以上	1.8	2.5	3.6																			
電気工作物に係る次に掲げる作業で著しく危険なもの (1)送電線路補修作業 (2)外線作業 (3)主要機器の分解補修及び据付けの作業 (4)屋外鉄構の組立て又は架線の作業		1日につき200円 (4時間未満の場合120円)																						
大規模なダム建設工事現場(当該工事現場に附帯する発電所建設工事現場を含む。)で行う作業		1日につき400円 (2時間未満の場合240円)																						
重大な災害の発生した現場等で行う水防、消防、救助等の作業		1日につき600円(2時間未満の場合360円)。この場合において、作業が日没から日の出までの間(以下「夜間」という。)に行われるときは900円 (2時間未満の場合540円)																						
重大な災害の発生した現場等で行う巡回監視、避難誘導又は広報宣伝の作業		1日につき400円(2時間未満の場合240円)。この場合において、作業が夜間に行われるときは600円 (2時間未満の場合360円)																						

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和4年度決算)	左記職員に対する 支給単価
		道路における上水道の漏水調査、導管の敷設等の作業で、午後8時から翌日の午前6時までの間において行うもの又は交通が頻繁な道路若しくは混雑する道路において交通を遮断することなく行うもの		1日につき400円 (2時間未満の場合240円)
		洪水警戒体制時において行うダム管理の作業又は大雨、雷雨、強風等の悪天候下の屋外において行う水門管理の作業		1日につき300円 (2時間未満の場合180円)
		ダムにおいて行う12月1日から翌年の3月31日までの間の屋外又はダム本体内における計器の点検、整備、調査及び測定作業		1日につき300円 (2時間未満の場合180円)
		ダム湖において行う流木等の除去のための船上作業		1日につき400円 (2時間未満の場合240円)
		発電機の運転に伴い発生する騒音が90デシベル以上である当該発電機の周辺において行う当該運転中の発電機の主軸の点検その他の作業		1日につき500円 (2時間未満の場合300円)
取水口危険作業手当	職員	発電管理事務所、上田水道管理事務所又は水道用水管理事務所の導水管内で行う作業	千円 8	1日につき500円 (2時間未満の場合300円)
		発電管理事務所、上田水道管理事務所又は水道用水管理事務所の取水門において行うごみ除去の作業		
		送水管、導水管等の敷設作業で有毒ガスの充満又は酸素の欠乏するおそれのある管路の内部において行うもの		
有害物取扱手当	職員	有害ガスの発生を伴う実験等の作業又は有毒ガスの漏れるおそれの著しい危険な機器の取扱作業若しくは作業中有毒ガスの漏れた場合において行う必要な緊急処置で著しく危険な作業	千円 -	1日につき300円 (4時間未満の場合180円)
用地交渉手当	職員	用地の取得又は用地の取得に伴う物件若しくは権利の補償に関し、現地において次に掲げる者以外の権利者を行う交渉 (1)国、地方公共団体、公庫の予算及び決算に関する法律(昭和26年法律第99号)第1条に規定する公庫、特別の法律により設立された法人のうち国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号)第9条の2に規定するものその他これらに準ずるもの (2)土地、物件又はこれらに関する権利の譲渡を申し出たもの	千円 6	1日につき700円(2時間未満の場合560円)。この場合において、交渉が午後7時以後に及ぶときは1,100円(2時間未満の場合960円)
浄水検査手当	職員	上田水道管理事務所又は水道用水管理事務所に勤務し、浄水の最終検査に従事することを常例とする職員が行う当該検査	千円 191	1日につき400円 (2時間未満の場合240円)
感染症防疫等作業手当	職員	家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第2条に定める家畜伝染病のうち口蹄疫、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するために行う家畜のと殺、家畜の死体の焼却若しくは埋却又は畜舎等の消毒の作業	千円 -	1日につき300円(4時間未満の場合180円)。この場合において、作業が牛又は豚のと殺のときは600円(4時間未満の場合360円)

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和4年度決算）		千円
	電気事業	30,264
	水道事業	21,232
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）		千円
	電気事業	560
	水道事業	425
支給実績（令和3年度決算）		千円
	電気事業	35,655
	水道事業	20,451
職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）		千円
	電気事業	699
	水道事業	435

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和4年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和5年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和4年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (令和4年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対し支給。		同じ	千円	円
	区分	手当の額			
	配偶者	6,500円			
	子、孫、 父母、祖父 母、弟妹、 重度心身障 がい者	1人につき子10,000円、父母等 6,500円。 なお、扶養親族である子のうち、 満15歳に達する日後の最初の4 月1日から満22歳に達する日以 後の最初の3月31日までの間に ある子については、当該子の扶 養手当の月額に5,000円を加算 した額を当該子の扶養手当の月 額とする。			
※ 配偶者及び父母等の支給額は、行政職給料表8級相当職員の場合3,500円、行政職給料表9級相当職員の場合、支給されない。					

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和4年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (令和4年度決算)					
住居手当	住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に対し支給。	異なる	〈国の制度〉 月額16,000円を超える家賃を支払っている職員に対し支給。 借家等 [家賃月27,000円以下] 支給額= 家賃相当額-16,000円 [家賃月27,000円超] 支給額=11,000円+(家賃相当額-27,000円) ×1/2 (最高支給限度額: 28,000円)	千円 電気事業 3,315 水道事業 3,626	円 電気事業 276,253 水道事業 259,029					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>手当の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>借家等</td> <td>[家賃月24,500円以下] 支給額=家賃相当額-12,000円 [家賃月24,500円超] 支給額=12,500円+(家賃相当額-24,500円)×1/2 (最高支給限度額: 27,700円)</td> </tr> <tr> <td>別居する配偶者のための借家等</td> <td>上記の2分の1の額</td> </tr> </tbody> </table>		区分	手当の額	借家等	[家賃月24,500円以下] 支給額=家賃相当額-12,000円 [家賃月24,500円超] 支給額=12,500円+(家賃相当額-24,500円)×1/2 (最高支給限度額: 27,700円)	別居する配偶者のための借家等	上記の2分の1の額		
	区分		手当の額							
借家等	[家賃月24,500円以下] 支給額=家賃相当額-12,000円 [家賃月24,500円超] 支給額=12,500円+(家賃相当額-24,500円)×1/2 (最高支給限度額: 27,700円)									
別居する配偶者のための借家等	上記の2分の1の額									
通勤手当	通勤のため電車・バスなどの交通機関又は自動車などの交通用具を使用する職員に対し支給。	異なる	〈国の制度〉 交通用具使用者の支給額 2,000円~31,600円 特急列車、高速道の加算限度額 20,000円	千円 電気事業 9,219 水道事業 10,138	円 電気事業 158,950 水道事業 191,279					
区分	手当の額									
交通機関利用者	6か月定期券等の価額により一括支給。1か月当たりの運賃等相当額(通勤のため特急列車等を利用することが必要である職員のうち一定の要件を満たすものについては、特急料金等を加算した額)が55,000円まで。ただし、55,000円を超えるときは、その超える額の1/2(上限30,000円)を55,000円に加算した額。									
交通用具使用者	使用距離に応じて2,460円~41,050円。(自動車・バイク・自転車とも同額) ただし、通勤のため高速道路を利用することが必要である職員のうち一定の要件を満たすものについては、高速道路料金を加算した額。(55,000円を超えるときは、その超える額の1/2(上限30,000円)を55,000円に加算した額)									
任单手身当赴	異動に伴う住居の移転により、同居していた配偶者と別居する職員に対し支給。基本額は30,000円とし、職員の住居と配偶者の住居との距離に応じて8,000円~16,000円を加算。	異なる	〈国の制度〉 8,000~70,000円を加算	千円 電気事業 2,184 水道事業 480	円 電気事業 436,800 水道事業 480,000					

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和4年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (令和4年度決算)										
宿日直手当	正規の勤務時間外又は休日において、宿日直勤務をした職員に対し支給。	同じ	—	千円	円										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>手当の額(勤務1回につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医師</td> <td>21,000円</td> </tr> <tr> <td>一般の宿日直</td> <td>4,400円</td> </tr> <tr> <td>特別支援教育諸学校</td> <td>7,100円</td> </tr> <tr> <td>警察</td> <td>7,400円</td> </tr> </tbody> </table>			区分	手当の額(勤務1回につき)	医師	21,000円	一般の宿日直	4,400円	特別支援教育諸学校	7,100円	警察	7,400円	電気事業 22	電気事業 4,400
	区分			手当の額(勤務1回につき)											
	医師			21,000円											
	一般の宿日直			4,400円											
特別支援教育諸学校	7,100円														
警察	7,400円														
		水道事業 22	水道事業 4,400												
特別管理 勤務手当	公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した給料の特別調整額の支給を受ける管理・監督の地位にある職員に対し支給。勤務1回につき12,000円以内(勤務が6時間を超える場合には18,000円以内)の額とする。	同じ	—	千円 電気事業 152 水道事業 90	円 電気事業 50,667 水道事業 22,500										
給料の特別調整額	管理・監督の地位にある職員のうち、人事委員会規則で指定するものに対して、その職務・職責に応じた額を支給。	同じ	—	千円	円										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>職</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>部長級(行政職)</td> <td>94,800円~130,700円</td> </tr> <tr> <td>課長級(行政職)</td> <td>59,000円~80,700円</td> </tr> </tbody> </table>			職	支給額	部長級(行政職)	94,800円~130,700円	課長級(行政職)	59,000円~80,700円	電気事業 11,818	電気事業 909,046				
	職			支給額											
部長級(行政職)	94,800円~130,700円														
課長級(行政職)	59,000円~80,700円														
		水道事業 7,889	水道事業 986,100												
寒冷地手当	条例で定める寒冷地に勤務する職員に対し、冬季間における寒冷、積雪による暖房費等の増嵩分を補填する趣旨で、11月から翌年3月までの期間、条例で定めた額を職員の世帯等の区分に応じ支給。	同じ	—	千円	円										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">世帯等の区分</th> <th colspan="2">世帯主である職員</th> <th rowspan="2">その他の職員</th> </tr> <tr> <th>扶養親族のある職員</th> <th>その他の世帯主である職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月額</td> <td>17,800円</td> <td>10,200円</td> <td>7,360円</td> </tr> </tbody> </table>			世帯等の区分	世帯主である職員		その他の職員	扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員	月額	17,800円	10,200円	7,360円	電気事業 3,782	電気事業 75,640
	世帯等の区分				世帯主である職員			その他の職員							
扶養親族のある職員		その他の世帯主である職員													
月額	17,800円	10,200円	7,360円												
		水道事業 3,734	水道事業 71,812												
特勤 手当	生活の著しく不便な山間地に所在する公署として人事委員会が定めるものに勤務する職員に対して、給料月額に支給割合(2級地3.7/100)を乗じて得た額を支給。	異なる	〈国の制度〉 2級地の支給割合 8/100	千円 電気事業 0 水道事業 0	円 電気事業 0 水道事業 0										
夜勤 手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌朝の午前5時までの間に勤務する職員に対して、勤務1時間当たりの額に25/100を乗じて得た額を勤務した時間数に応じて支給。	同じ	—	千円 電気事業 0 水道事業 0	円 電気事業 0 水道事業 0										